

洛中の土地支配と地口銭

馬 田 綾 子

【要約】 洛中に賦課された地口銭は、南北朝期以降にはその例を数多く見出すことができるようになる。本稿は、そのような地口銭の賦課・徴収方法の追求を通して、幕府・荘園領主による土地支配と、それを媒介とする都市一般住民の「百姓」の支配を明らかにしようとしたものである。

地口銭は洛中に居住する「百姓」に対して賦課された。したがって、洛中の土地を集積する荘園領主と、そこに居住する「百姓」の利害は、地口銭免除を受けるといふ点に関しては一致する。通常、荘園領主は自己の所領を書き上げた洛中散在敷地注文を室町幕府に提出することによって、地口銭免除を受けることができた。ところが康正二（一四五六）年・長祿二（一四五八）年の地口銭免除が認められなかった時、荘園領主は幕府による「百姓」からの直接徴収を避けるために、請負いによる地口銭納入を望んだ。さらに、応仁・文明の乱後は、洛中所領再編成の必要から、荘園領主も「百姓」支配を強化しようとした。

史林 六〇巻四号 一九七七年七月

はじめに

室町時代の臨時課税としては、段銭・棟別銭と共に地口銭をあげることができる。そのうち一國平均役である段銭については、室町幕府権力の再検討の中から、あるいは守護領国制論への批判の中からいくつかの研究が発表され、その実態が明らかにされつつある^①。これに対して棟別銭・地口銭の実態は、まだ十分に明らかにされてはいない。このうち棟別銭は必ずしも都市にのみ課せられたものではないが、地口銭は都市においてのみその用例を見出すことができる^②。

ところで室町幕府による都市支配に関しては、すでに佐藤進一氏の研究によって包括的な見通しが立てられている^③。そ

こでの佐藤氏の視角は、王朝本所権力の実体的な支えとなっていた京都を中心とする政治経済機構の解体、具体的には検非違使庁の解体とそれに代るべき幕府支配機構の整備を指標として、將軍権力の確立過程を考察するというものである。

したがって、警察↓治安↓土地に関する行政・裁判↓債務関係の裁判↓特定商人への課税という順序で進行する幕府の京都市政権獲得の過程は、そのまま幕府の「公権」としての定着を示すことになる。幕府による京都市政権獲得の最終段階に位置づけられた特定商人への課税は、明徳四（一三九三）年の「洛中辺土散在土倉并酒屋役条々」である。それは公家・社寺等の支配下にあった酒屋・土倉に対する課税徴収権を否定し、同時に酒屋・土倉役の徴収という、幕府財政の整備の一環として位置づけうるものであった。

しかし、納銭方一衆という一種の座的結合を通しての課税のほかに、洛中を対象として賦課された地口銭が広範に見出されることもまた、紛れのない事実である。このような座的結合を媒介としない都市課税の存在は、幕府による京都支配の持つもう一方の側面であろう。

地口銭の賦課対象は、洛中に居住し主として商工業を営んでいた一般住民^①「百姓」であった。彼らは日常的には莊園領主を始めとする土地所有者に対して、地子銭を納入する存在である。したがって、「百姓」に対する支配のあり方を検討することは、幕府ならびに莊園領主による都市支配の性格を明らかにすることになるであろう。それは、再び注目を集めつつある都市共同体の性格を考察する上でも、不可欠の課題となるであろう。そこで本稿では、都市課税としての地口銭をとりあげ、その免除・徴収のあり方の究明を通して、「百姓」支配の実態を明らかにしたいと考える。

① 田沼隆氏「公田段銭と守護領国」（『書陵部紀要』一七号）、「中世的公田体制の成立と展開」（『書陵部紀要』二二号）、百瀬今朝雄氏「段銭考」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収）、市原陽子氏「室町時代の段銭について——主として幕府段銭を中心に——」（『歴史学研究』四〇四・四〇五号）、小林保夫氏「室町幕府に

② おける段銭制度の確立」（『日本史研究』一六七号）ほか。

③ たとえば、代表的な山間部莊園である山城国久多庄においても、長祿三年に棟別銭が収納されている（岡田浩佐氏所蔵文書「長祿三年十一月三日 久多庄棟別銭請取」）。

④ 棟別銭の性格究明したいいまだなされていないが、本稿との関わり

でいえば、都市課税としての棟別銭・地口銭の關係の解明が今後の課題となるであろう。

④ 「室町幕府論」(旧版『岩波講座 日本歴史 中世3』所収)

⑤ 桑山浩然氏「室町幕府經濟機構の一考察——納銭方・公方御倉の機能と成立——」(『史学雑誌』七三一九)

⑥ 網野善彦氏は、都市一般住民を「地百姓」と概念化されている(中世都市論)『岩波講座 日本歴史 中世3』所収。しかし、氏がその典拠として掲げられた史料はいずれも土地相論關係文書であり、そこでの呼称をそのまま一般化することには疑問を感じる。むしろ、個々の住民じたいを指す語は「百姓」であって、土地を媒介としてその住民をとらえるときに「地百姓」の語が使用されたと考える方が、適當

一、地口銭の基本的性格

律令国家の都城として営まれた平安京は、主として貴族官人層の居住を目的とし、京内の宅地に対する国家的課税は免除されていたものと一般に理解されている。しかし荘園制の発達に伴って平安京が都市として独自に機能する段階に至ると、京内の土地は居住地としての機能に加えて、そこで商工業が営まれることによって、土地所有者に対して一定の剰余を生み出す經濟基盤として機能するようになる。室町時代に数多くみられる地口銭は、こうした剰余を権力によって上から吸収するために創設されたものと考えることができよう。地口銭は文字通り土地の間口ごとに一定の基準で賦課されたものであるが、その発生については全く明らかにされていない。本章では史料上確認できる鎌倉末期以降に限って、地口銭の性格を考えることにしたい。

洛中に対して地口銭が賦課されたことが確認できるのは元亨二(一二三二)年である。

東寺領八条院町口別棟別可被停止非分催促事

ではないだろうか。したがって本稿では、より広く見出すことのできる「百姓」を、都市の住民一般を表現する語として使用することにした。

⑦ 脇田晴子氏「日本中世都市の構造」(『日本史研究』一三九・一四〇号)・「中世後期京都の土地所有について」(永原慶二氏編『戦国期の権力と社会』所収、小西瑞恵氏「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」(『日本史研究』一六六号)、とくに脇田氏の後者の論文は、土地所有の問題を通じての都市と農村との関連、ならびに法華一揆の前提となる京都市民の土地所有権の解明という視角を持っており、多くの示唆を受けることができた。

副進

一通 院宣案御寄附事
正和二年

一通 院宣案不可有大小課役事
文保元年

右、院町者、去正和二年、限未來際、被寄附于当寺之間、所被宛行鎮守八幡毎月問答講并二季勸学会祈等也、仍被免除大小課役之旨、文保元年重被下 院宣畢、而去年元亨始、或号稱荷祭口別、或称新大仏造營之棟別、加催促之間、院町御寄附以後、雖一度不及如此之催促、就中、於東寺進止之地等者、往古以來曾無先例之由、重々依加問答、雖未遂其節、倩案事儀、寺家若致微々之沙汰者、定可有非分之牽籠歟、若然者、御願之陵廢、穢而可在斯乎、早可絶向後之煩由、被申下 綸旨、可被全敲重之御願旨、欲被下 院宣矣^①

元亨二年の初頭、東寺領八条院町（以下、院町と略す）に対して、「或号稱荷祭口別、或称新大仏造營之棟別」して催促が加えられた。東寺は、院町が正和二（一三二二）年に後宇多上皇より施入されて以来、地口銭・棟別銭等の「大小課役」が免除されてきたこと、さらに「於東寺進止之地等者、往古以來曾無先例」いことを理由に、催促停止を命じる綸旨が下され、後宇多上皇の意志が全うされるよう、院宣が下されんことを願ひ出た。この申状の結末は明らかではないが、この事件から地口銭・棟別銭等の諸課役が、元亨二年以前にその成立をみていたことが知られる。ただ東寺の場合には、後宇多上皇による施入以来、一貫して免除を受けていたのである。ここにみられる「稱荷祭口別」じたい性格を検討しなければならぬが、洛中に対する諸課役の賦課・免除の権限が、この時点では公家政權に握られていたことを確認しておきたい。

鎌倉時代に地口銭が賦課されたことの証左はこれ以外には見出すことができなかった。しかし、南北朝期以降には数多くの実例を見ることができるようになる。ところで、地口銭の制度に大きな変化をもたらしたものは、言うまでもなく室町幕府の成立であろう。京都に幕府が開設されることによって、公家政權の一元的把握となっていた京都市政權も、幕府の介入を余儀なくされるからである。以下、室町幕府成立以後の地口銭について、具体的に検討していきたい。

応安元（一三六八）年の事例では、法勝寺造営料地口銭に関して、長講堂寺官・長講堂衆の訴えにより、武家に対してその処置を命ずる綸旨が下されている。^③このことから、地口銭の賦課・免除の最終的権限は公家政権に握られていたものの、その実際の徴収は室町幕府によってなされていたと考えることができる。幕府の地口銭徴収への関与は、すでに延文五（一三六〇）年の事例において見られる。この時、院町に賦課された地口銭に関して、東寺は「公方奉行」を通じて免除の交渉を行った。その結果、三貫文の礼銭の納入を条件として、地口銭が免除された。^④ここでの折衝の経過は各々の地口銭に対する考え方が示されていて興味深い。それについてはのちほど検討することにした。

幕府の洛中における諸課役徴収への介入は、棟別銭においても同様である。『師守記』によれば、貞治六（一三六七）年、但馬入道道仙が療病院を建てる費用を得るために唐船を渡すことになり、その船を造立する費用として洛中で十文ずつの棟別銭が徴収されることになったことが知られる。この場合にも、棟別銭徴収を許可するに当たって綸旨が出された徴証があり、さらに「武家使者小舎人」が立ち合っていたことが知られる。ただし、中原家では従来から免除の特権を得ていたためか、この棟別銭の納入に応じなかったのである。^⑤ここでも、諸課役の賦課・免除の最終的権限を公家政権が持ち、そのもとで幕府が徴収に携わるという形態を見出すことができる。

以上のように室町幕府成立以後は、公家政権が洛中における諸課役の賦課・免除の最終的権限を保持しつつも、幕府がそのもとで実際の徴収に当たるといふ方式がとられていた。しかし南北朝末期には、幕府はその賦課・免除権をも掌握したものである。

〔東寺領散在敷地々口免除状斎藤四郎右衛門尉〕

〔基業筆、以下同ジ〕

〔きと勘申候、念存候〕

東寺領散在地口用途被免除之由事、無相違申御沙汰之条、殊以目出候、寺領目録一帯随進候、可被仰含公人中哉、委細御雜掌参申入

候歟、恐々謹言、

〔誠目出候〕

〔不能左右候〕

〔可被申候〕

〔可被申候〕

〔可被申候〕

〔可被申候〕

（換紙）
 「康暦二」
 三月二日
 （基兼）
 齋藤殿

（斎藤）
 「基兼（花押）」
 （増長院）
 義宝（花押）

東寺は齋藤基兼を仲介として地口銭が免除されるよう交渉した。この文書はその処置について述べた増長院義宝の書状ならびに基兼の勘返状である。ここでは、地口銭免除を受けるために「寺領目録」を基兼のもとに提出していることが注目される。おそらく、この目録に書き上げられた土地の地口銭の免除が、実際の徴収に当たる公人中に対して指示されるものであろう。この「寺領目録」は現存しないようであるが、翌永徳元（一三八一）年以降に見られる東寺領洛中散在敷地注文に相当するものと考えられる。後述するように、洛中散在敷地注文を幕府へ提出することは、東寺のみならず一般の公家・寺社にとって、地口銭免除を受けるためには必要不可欠の条件であった。したがって、康暦二年の時点において、幕府が地口銭免除に関する最終的権限を掌握したものと考えることができよう。この文書の端裏書に「東寺領散在敷地々口免除状」と記されていることは、東寺側では幕府を事実上の免除主体と見做していたことを示している。

洛中散在敷地注文そのものは、永徳元年以降は数多く見出すことができ（表1注文欄・表2参照）、それらはすべて幕府に對して提出されたものと考えられる。これは、地口銭の免除権が幕府へ移行したことを間接的に示すものである。また、永徳二（一三八二）年に管領斯波義將の奉書によって稻荷地口銭の催促停止が命ぜられていることは、それを直接的に示すものである。同じく臨時課税である段銭の賦課・免除権が、南北朝末期のこの時期に公家政権から幕府へと移行したことを考え合わせるとき、地口銭の事例は公家政権と幕府との関係を考える上でも興味深い。たとえば、嘉慶二（一三八八）年には、祇園社に対して段銭・地口銭を含む諸役免除の足利義満御判教書が出されている。^⑨このことは、これら臨時諸課役の賦課・免除権が公家政権から幕府へと移行したことを端的に示すと同時に、臨時諸課役相互の間に、何らかの連関

があつたことをも想定せしめるものであろう。

つぎに、東寺による地口銭の納入状況について検討してみたい。すでに元亨二年の例でみたように、東寺は往古より免除されてきたことを理由に、地口銭の催促停止を申請している。一般に東寺からの免除申請は、種々の折衝を経ながらも基本的には承認されたものと思われる(表1納入状況参照)。一例をあげると、嘉慶二(一三八八)年に嵯峨法華堂修造地口銭の催促がなされた。東寺は「於寺領者、自往古免除」されてきたことを理由に、幕府に対して地口銭の催促を停止する御教書を願って申状をしたためた。^⑩この申状は、東寺奉行飯尾為清を通して幕府に提出されたらしい。この年も洛中散在敷地注文が作成されており、^⑪おそらく申状と共に幕府へ提出されたのであろう。東寺の免除申請は幕府によって承認され、三月一九日付で「任先例、可止催促」き旨の書状が、飯尾為清より松田対馬守に出されている。^⑫このように、東寺による地口銭免除の申請は、それまでに納入したという先例がなかったことを根拠になされ、幕府もまた東寺の申請理由をそのまま承認し、地口銭の催促を停止した。

その意味で、康正二(一四五六)年の造内裏地口銭の徴収は、それまで一貫して免除を認められてきた東寺にとつては、その免除がなされなかったために、大きな衝撃であつたものと思われる。この年の幕府による地口銭徴収の様相は、史料制約により詳しく知ることはできない。^⑬しかし、同時に賦課されたと思われる棟別銭に関しては、その徴収に当たって幕府が洛中の検注に乗り出したことが知られている。『齋藤基恒日記』によれば、四月三日、洛中洛外の棟別銭の惣奉行として、飯尾常恩(途中で飯尾為教と交代)・布施貞基の二名が決定された。ついで、右筆方奉行人をくじによって二名ずつ八組に分け、その各々に侍所被官一名を加えた計三名で、町々の棟数の検注を行うことになった。奉行人を八組に分けるというのは、洛中を街路ごとに八つのブロックに分け、その範囲を各組がそれぞれ責任を持って検注を行うことを意味するのであろう。^⑭棟別銭の額は一字別百文で、その送状には町別奉行と常恩・貞基が加判し、公方御倉に納入することになっていた。いっぽう洛外の場合には、領主に命じて納入させることになっていたのである。

月 日	内 容	貫 文	出 典
6. 17	植松庄棟別銭	8. 100	オ 26—46
6. 27	久世上下庄棟別銭	19. 500	オを 283
7. 5	野島分地口銭	10.	タ 17—29
7. 23	東寺境内并寺領已下地口銭	20.	ニ 66—68
8. 27	柳原并唐橋通分地口銭	2.	教王 1567
11. 16	植松庄分地口銭	2. 910	オオ 26—46
12. 10	西七条五ヵ村内分地口銭	1. 422	オオ 26—46

今回の地口銭は、それ以前のもが基本的に社寺の造営・修理に宛てられることになっていたので、その用途において異なっている。また従来は免除を受けてきた東寺が、請負いという形ではあっても地口銭を納入せねばならなかったことを考慮するならば、地口銭の制度上に一定の変化が生じたことと見ることも可能であろう。さらに、康正二年の造内裏地口銭がこのように実施をみたことは、「自往古免除」されてきたことを理由に免除の特権を誇っていた東寺にとって、それ以降の免除のあり方にも影響を与えることになった。^⑧

東寺領において今回の棟別銭・地口銭の納入を確かめることができるものを掲げると、上表のようになる。このほか後の史料に「康正二年造内裏事例、境内并散在屋地、五千疋以請口、御沙汰了」とあり、境内ならびに散在の屋地分の地口銭として、五千疋を請口で納入したことも確認できる。^⑨この請口というのは、実際の間口丈敷を基準とするものではなく、東寺による一種の請負いであろう。先に述べた棟別銭のための洛中の検注と、地口銭の納入とがどのような関わりを持っていたかは明らかでない。しかし、植松庄のように棟別銭・地口銭の両方を納入している事例がみられることから、この年、地口銭・棟別銭の両方が賦課されたものと考えられる。ただし、植松庄を始めとして、通常、洛中散在敷地注文に記載されない（したがって地口銭の賦課対象になっていなかったと思われる）柳原ならびに唐橋通、西七条五ヵ村から地口銭を納入していることは、今回の地口銭の賦課範囲が従来とは異なっていたことを示している。しかし、洛中においても広く地口銭の徴収をみたことは、「康正二年造内裏段銭并国役引付」に、六月中だけでも「内野島地口内」として計百三十五貫文が書き上げられていることから明らかであろう。

ところで地口銭の用途に関してはこれ以降、造内宮地口銭（長祿二年）、節季要脚地口銭（寛正六年）、大嘗会地口銭（文正元年）、

内裏修理料地口銭（文明十八年）と拡大された用例を見出すことができる。このように見ると、康出二年以降における地口銭の使途は、同じく臨時課税であるところの段銭と著しく似かよっていることに気付くであろう。しかし、段銭が院政期に神宮役夫工米と造内裏役を柱として成立し、鎌倉時代を通じてそれらの目的のために公家政権から賦課されていたのに対して、地口銭の史料上の初見は鎌倉時代末期である。しかも地口銭においては、さきに見たように造内裏地口銭が康正二年、造内宮地口銭が長祿二年にそれぞれ初出する。康正二年の地口銭の徴収のあり方が、それ以前のものに比して一定の変化を伴ったものであるとするならば、段銭と地口銭とは、使途における類似性はあるものの、その成立事情はかなり異なっていたものと考えられるであろう。

康正二年の造内裏用途は、諸国では段別百文の基準で段銭が賦課され、それに対応して洛中・洛外で棟別銭・地口銭の徴収がなされている。それは同一目的のために、農村部では段銭、都市においては地口銭というように、幕府が賦課対象地域によって課税の徴収方法を使い分けていたことを意味する。ここで両者の相違をもたらしただけの広さを持つかが重要なので土地利用のあり方の相違であろう。農村部においては、直接生産手段である土地がどれだけを広さを持つかが重要なのであり、段銭が賦課基準を面積においたのは当然であろう。それに対して都市においては、その内部に田畠の存在を見出すことはできるものの、都市を特徴づけるものはあくまで商工業地域である。その場合には、土地の広さよりもそれとして機能していた道路に面する部分の長さ、すなわち間口が土地の経済性を示す一つの基準となるであろう。したがって地口銭は、洛中の土地の持つ都市的機能に相応するものであったと言いうことができる。一旦このような基準が成立すると、面積で表示されるはずの田畠も、洛中においては同時に一町^①四十文の割合で間口に換算されるようになった。^②それは、洛中という一定空間における土地を、幕府が同一基準によって把握しようとしたものと考えられることができる。このように、土地を対象として賦課された段銭・地口銭は、土地利用のあり方から両者の差異を考慮することができるのである。

それに対して棟別銭は、家屋に対して賦課されたもので、段銭・地口銭とは全く別系統の課税体系に属すものと思われる、

しかも都市・農村のいずれにおいても見出すことができる。ところが洛中に限定して棟別銭をみるとき、室町時代においてはその賦課目的・方法に関して地口銭との間に大きな差異を見出すことができない。それどころか、両者相互の流動的性格さえ見出すことができる。しかし、都市課税としての地口銭・棟別銭の持つ意味、また段銭との比較については、それらの成立の問題をも含めて今後の課題としたい。

- ① 「東寺百合文書(以下「東百」と略す)へ四三
- ② 稲荷祭礼後は地口銭と深い関わりを持つが、稲荷社氏子園との関連を考へる必要があるため、本稿ではこの問題に言及しなかった。
- ③ 「柳原家記録」七七(『大日本史料』六編之七、一五五頁)
- ④ 「東百」ム、学衆方評定引付 延文五年十二月二十三日条、同六年二月二十六日・四月十九日・五月二十四日条
- ⑤ 『師守記』貞治六年四月二十一日・五月二十六日条
- ⑥ 「東百」ル九―二四
- ⑦ 「東百」つ四六―五七
- ⑧ 「東百」ト七六―九五、永徳二年四月十二日 室町幕府御教書案
- ⑨ 『八坂神社文書』一二七五
- ⑩ 「東百」あ四―二三、嘉慶二年三月 日 東寺雜掌申状案
- ⑪ 「東百」マ八一―九九
- ⑫ 「東百」あ四―二三、嘉慶二年三月十九日 室町幕府奉行人飯尾為清書状
- ⑬ 「東寺百合文書」ル函・タ函の除去分に、多数の地口銭関連文書が含まれていること(『東寺百合文書目録第一』参照)、また、「廿一口方評定引付(東大史料編纂所架蔵謄写本)」の康正二年分の記事に錯簡があることも、その原因の一つと思われる。
- ⑭ これが地口銭徴収に關してもとられた方法であることは、小林氏前掲論文第三章註⑥に詳しい。したがって、檢注の実施に対応する地口銭の納入方法は、棟別銭と同様に町単位の納入であったものと思われる。
- ⑮ 「東百」ち一八、廿一口方評定引付 寛正五年十二月九日条
- ⑯ この康正二年と、次の長祿二年の地口銭納入の事実が、先例として援用されている例はいくつか見出すことができる。たとえば、寛正五(一四六四)年の伊勢造當地口銭の場合は、東寺からの免除申請に対して、飯尾之種は「任長祿二年例、免除在所無之」(『東百』ち一八、廿一口方評定引付 寛正五年十二月四日条)と返答している。そこで東寺は「康正二年造内裏事例、境内并散在屋地、五千疋以請口、御沙汰了、以其分、左衛門大夫、可有御談合」ことを供僧の評議で決定している(同十二月九日条)。また文明十八(一四八六)年の内裏修理料地口銭の場合も、先々既に内裏之儀致其沙汰之間、可為如何哉」(『東百』ワ、廿一口方評定引付 文明十八年六月十二日条)と、東寺みずから免除申請さえもあきらめようとしている。したがって「自在古免除」されてきたことを理由に地口銭免除を受けてきた東寺は、康正二年・長祿二年の地口銭を納入してからは、逆に納入の事実が先例となることによつて、地口銭免除を受けにくくなったものと思われる。
- ⑰ 小山田義夫氏「造内裏役の成立」(『史潮』八四・八五合併号)・伊勢神宮役夫工米制度について——院政期を中心として——(『流通経済論集』二二二)
- ⑱ 市原氏前掲論文第一表

①⑨ 康正二年五月二十八日付の造内裏地口銭野島分注文〔東百〕ター

一六〕によると、その賦課基準が「尺別五文」と記されると同時に「一段別二百文宛」と記されている。この「尺別五文」というのは、田島以外の地域の間口ごとの賦課に適用された基準と思われる。さらに、間口「尺別五文」の賦課基準が面積「一段別二百文宛」に相当することから、間口四十丈・面積一町という、間口と面積の換算率を導き出すことができる。

②⑩ 廿一口方評定引付 文正元年三月十三日条〔東百〕く〕に次のよう

な記事が見出される。

(基礎)
自斎藤民部方申大嘗会新当寺境内并諸坊棟別事、以前如造内裏、被

二、洛中散在敷地注文の性格

前章でとりあげた康暦二年の地口銭免除の事例において、「寺領目録」が幕府に提出されたこと、さらにそれが後に一般にみられる洛中散在敷地注文に相当すると思われることを指摘した。本章ではこの洛中散在敷地注文がどのような性格を持っているかを考察することにしたい。

それではまず洛中散在敷地注文はどのような経過で作成されたのだろうか。康応二(一三九〇)年には、祇園社領に対する地口銭に関して、「抑地口事、前々免除候在所者、不可有催促候、注文を可給候哉」との書状が、飯尾為永より「御坊中」へ出されている^①。また、応永二十(一四一三)年の新玉津嶋社造管地口銭の場合は、伺事による正式決定が下されるまで、地口銭の催促を停止するよう、松田善通から新玉津嶋社別当常光院堯尋に伝えられた^②。それに対して堯尋は「在所丈数等可注給候哉」と答えている^③。正式決定は四月十三日に下され、「東寺領地口注文之事、早可被停止催促」という松田善通の書状が堯尋宛に出された^④。このように、洛中散在敷地注文は常に地口銭免除との関わりにおいては作成されるものであった。

取立、兩三日間可被納之由申之間、致披露処、衆儀通、有先例上者、取立可被納由評議了、(マ、)

但此棟別事、自大宮東者、去年地口被取、西者棟別由申候也、すなわち、大嘗会料足として前年の寛正六年に大宮以西の地域において地口銭が徴取され、この年は大宮以西の地域においては棟別銭が徴取されようとしていたのである。このほか、地口銭・棟別銭が同時に徴取されようとした例として、さきにみた元亨二年の「稻荷祭口別」と「新大仏造管之棟別」、文明十八年の「内裏修理料地口并大将拜賀要脚棟別」〔東寺文書〕書一三一―一五、等を見出すことができる。

いま、現存する東寺領洛中散在敷地注文（以下、東寺領に限って「注文」と略す）を掲げると表2のようになる。ここで、「注文」の奥に幕府奉行人等の手によって地口銭の免状が書き加えられている例が数多く見られ、またそうでない場合でも、別紙の免状が見出される例の多いことは、何よりも「注文」が地口銭免除を受ける目的で作成されたことを物語っている。

地口銭免除を受けるために洛中の所領を書き上げた洛中散在敷地注文を作成することは、東寺に限られた事例ではなかった。いま、一般の公家・寺社において、洛中散在敷地注文が作成されたことを確かめることができるものを掲げると次のようになる。

土御門家—応永二十五・二十六年、永享七年、宝徳三年^⑧

祇園社—嘉慶二年、康応二年^⑨

禅仏寺—文明十七年^⑩

遍照心院—文明十八年^⑪

このように、洛中散在敷地注文の提出を条件とする地口銭免除の特権は、親王家・五山禅院を始めとする有力公家・寺社に対して与えられていたものと思われる^⑬。

以上のことから、洛中散在敷地注文の基本的性格として、地口銭免除を受けるために作成されたものであることを確認しておきたい。したがって、そこには地口銭賦課の対象となった土地がすべて書き上げられたことであろうことが当然予測できる。

それでは関連史料の豊富な東寺領を素材として、洛中散在敷地注文の具体的内容について検討することにした。その場合に問題となるのは、洛中散在所領の入手経過、東寺がそれらに対して持つ権限、「注文」相互の関連、以上の諸点となるであろう。

まず表2に掲げた「注文」A～Rに書き上げられた合計九八箇所の土地を所在地別に整理し、東寺の入手年月日、寺内における用途等を加き加え、表3を作成した。一見して気付くことは、ここに書き上げられた所領が、境内・院町・巷所のように一定のまとまりをもって表記されているものと、それ以外の一般の散在所領とに大別できることであろう。このうち、一定のまとまりを持った所領については、それぞれ先学の研究によって、おおよその支配のあり方が明らかにされている¹⁴⁾。それらに学びつつ、一般の散在所領との対比の上から、その大要を述べることにしたい。

東寺境内は、東寺が創建されて以来の本来の所領と言える。その一角を占める款冬町において、住人の負担は地子銭と本役（人夫役）であった。またそこがまさに東寺の膝下であるところから、住人に対しては強い規制が加えられており、宗敎統制（法華宗の禁止など）、家屋売買の制限ならびに売買の際に売価の十分の一額の納入が義務づけられていたことなどが明らかにされている。

院町は、すでに述べたように正和二（一三三三）年に御宇多上皇より寄進された。この院町についてはいくつかの検注帳が残されている。このことから、東寺が検注を行い地子銭額を決定した上で地子銭徴収に当たっていたことが明らかに。また、境内と同様に住人に対して人夫役の負担が定められていた。院町に対する東寺の支配は主として給主によってなされており、その職務は地子銭の納入、荒不作・新開地等の検地、散用状の提出などが主なものであった。

巷所は前二者とは性格をやや異にしており、東寺がいつ頃から支配を開始したかは明らかではない。しかし検注帳が残されているところから、院町と同様に東寺が検注を行い地子銭額を決定した上で地子銭徴収を実現していたと考えられる。この地子銭徴収には東寺より補任された下司が当たっており、その主な職務は地子銭の納入、下地の興行などである。また、住民に対して人夫役が課せられていたことが知られている。

以上、境内・院町・巷所に関して共通に見られる点は、その土地が宅地・田畠にかかわらず、東寺が検注によって地子銭額を決定しかつ直接に地子銭を徴収していたこと、さらに住民に対して人夫役が賦課されていたことであろう。また検断

権についても東寺が行使していたようである。

それでは、これ以外の一一般の散在所領に対して東寺の持っていた権限はどのようなものであろうか。

これらの散在所領が東寺のもとに寄せられたのは、確認できる限りでは永仁三（二九五）年七月二十九日に、八条以南町以東の地（61、表3の番号による、以下同じ）が二階堂行藤より東寺造営用途として寄進されたのを初見とする。^⑮これ以降、寄進あるいは買得による土地集積が進行することは、「注文」に書き上げられる土地の筆数増加が物語っている。

このような個々の所領に対して、東寺がどのような形で支配を行っていたかを次に考えることにしたい。

(a) 道観入道四条猪熊定使可召放事、

彼入道、去四月廿二日布施物無沙汰之条、無是非事歟、所詮彼定使者召放之、可補別器用之由、評議畢、^⑯

(端裏書)

(b) 「仏事」曰「下田之仕足散用 応永十八八月四日勘之了」

諸仏事新所地子納分并仕足 庚寅 応永十七年

一、塩小路大宮島地子朝源法印追善新所 十二月四日

老貫式百九十四文夏地子 一季

除

百五十文定使給^{了善}法師 式百十二文加地子ノ本所広橋点役一献出候、口拾式丈七尺一寸分銭也、

(中略)

一、越前房寄進畠并屋地々子

七百三十七文夏地子百文定使給松石法師

残六百三十七文

(以下略)

(a)は、四条猪熊の地(5)の定使であった道観入道を、四月二十二日の仏事の布施物無沙汰という理由で解任し、別人を補任することを決定した「廿一口方評定引付」の記事である。また(b)は、仏事料所から徴収された地子銭の内訳ならびにその用途を書き上げたものである。(a)・(b)より次の点を指摘することができる。すなわち、東寺は洛中散在地に対して一筆ごとに定使を派遣して地子銭徴収を行っていたこと、定使の決定は寺僧(a)の場合には供僧の評議に基づいていたこと、徴収した地子銭の一部が定使の給分として与えられていたこと、地子銭を納入しない場合には定使を改替されること、以上である。

地子銭の徴収方法に限定してみるならば、さきに検討した一定のまとまりを持った地域においても、散在所領においても、東寺の持っていた権限は同一性格であったと言うことができよう。そこで次に、地子額決定権の問題について考えることにしよう。

文永六(一二六九)年四月、梅小路烏丸にある土地(59)に関して所当治定注文が作成された^⑭。西側と北側に溝のあるこの土地は、東寺に寄進された後は毎月十一日湯田となるが、所当治定注文が作成されたのはこの土地が東寺に寄進される以前のことである。^⑮ところでこの注文には、この土地の貸借人とそれぞれの間口丈数・地子銭額が記載されている。その額は溝分をも含めて一律に一年に尺別二十文となる。このように洛中散在所領の所有者は、自己の所領を「百姓」に貸し、地子額を決定する権限を有していた。したがって東寺はこの土地を入手してからも後も、このような権限を継承したと考えるのが妥当であろう。

東寺が自己の所領に対してこのような権限を持っていたことを物語るのは、やや時代の下った次の例である。文明十五(二四八三)年十二月、七条大宮猪熊間の土地が下久世庄宝珠庵慈芳比丘尼より東寺仏庭掃除料所として売寄進された^⑯。その同じ日に、この土地の地子額・地子銭納入者を書き上げた指出が、慈芳比丘尼より東寺に提出された^⑰。このことから、東寺は慈芳比丘尼の保持していた地子額決定権を継承したことがわかる。また、明応六(一四九七)年七月、富家新兵衛尉

守清より東寺御影堂に売寄進された七条堀川猪熊間の土地の場合も、十月に入ってから東寺寺僧と守清とで丈数の確認が行われ、十一月には「百姓」から地子銭の納入を誓った請文が東寺に提出されている。^②

以上のことから、東寺が一般の洛中散在地に対して保持していた権限は、地子額の決定権と地子銭の直接徴収権（「百姓」の進退権をも含む）であると結論づけることができる。いま仮にこれを領主的権限と呼ぶことにしたい。

ところで脇田晴子氏は、洛中において「領主的土地所有」と「地主的土地所有」という二種類の土地所有形態が存在することを指摘されている。^③「領主的所有」地は、「地子と雑公事を課し、検断権を行使したものを」とも典型的なものを見ることができるのに対して、「地主的所有」地は主として買得集積によるもので、地子銭徴収権のみを持つものとされている。したがって両者を分かちものは、雑公事と検断権の存否ということになる。

検断権の行使について言えば、境内・院町・巷所においては土地が集中しているために、東寺―「百姓」関係が主要な問題となり、それは基本的に東寺内部で解決しうる性格を持っている。事実、それらの地域において地子銭未進・犯罪等のために、東寺が住屋の破却・検封を行った例が数多く見出される。それに対して一般の散在所領は、それぞれが狭少な土地であり他領との入組が著しい。したがって他領との関係が大きな比重を占め、検断権の行使は地子銭未進以外は領主の内部では完結しえない場合が多い。そのことが調停者としての幕府の介入を必然化し、逆に幕府はそれを梃子として、領主が本来持っていた「百姓」に対する検断権さえも吸収しようとする。それは都市における検断の状況の特徴づけるものであろう。このように領主検断権の発動は、所領の存在形態に大きく規制されるものであったと言える。

次に雑公事の問題に目を向けるならば、「領主的所有」地においてすでに南北朝期に雑公事が銭納化されている例が指摘されている。その一方で、「地主的所有」地における地子銭は、「領主的所有」地に比して一般に高額であることが指摘されている。^④これらのことから、散在所領においては、雑公事の銭納化を媒介としてそれが地子銭に一本化されたと推定できるのではないだろうか。

説明が繁雑となったが、以上のように理解するならば、一般の散在所領において東寺が保持した権限は、境内・院町・巷所と同様に領主的権限であったと結論づけることができると思われる。もちろん現象的には脇田氏が示された二種類の土地所有形態を否定するものではないが、両者を総合的に理解するために、あえて領主的権限と一括したことを断つておきたい。

次に「注文」相互の比較を行いたい。表3においてAとRの「注文」に書き上げられた土地の筆数をみると、文明十(二四七八)年の段階(P)でそれが急激に増加していることに気付くであろう。この結果をもって、応仁・文明の乱が展開する中で、東寺による洛中の土地集積が急速に進んだと見ることも可能であろう。じじつ瀬田勝哉氏は「東寺では集積された土地は放出するどころか年と共に増加の傾向をさえたどっている」と述べ、南北朝以降における「地主」の土地集積が、中世末期においても衰えていないことを結論づける上での重要な論拠とされている。^⑦

たしかにAとOに至る「注文」の筆数は徐々に増加しており、東寺による土地集積の進行は疑いえない事実であろう。しかしそうであるからといって、Pにおける三十六筆にもわたる新たな土地の出現を、東寺による土地集積の進行という一般的理由によって説明することができるだろうか。もしも大乱の最中に、東寺による土地集積がこのように急激に進行したと考えるならば、それは応仁・文明の乱の評価をも含めて重要な問題を孕んでいるとみなければならぬ。そこでむしろ結論を急がずに、Pにおいて出現した土地について、その内容を検討することにした。

まず寄進年月日の明らかなもの、27・63・72・91・92について考えてみよう。このうち、Oが作成された寛正三(一四六二)年より後に施入されたことが明らかである27(応仁三年四月二日施入)^⑧については問題がない。ところがそれ以外は、寛正三年より以前に東寺が入手しておりながら「注文」に記載されることがなく、Pにおいて初めて記載されるようになったものであることに注意する必要がある。

そこで、それらの土地の性格を検討してみると、次の二つのグループに分けることができる。

(1) 注文に記載される際に本所の注記のあるもの、ないしは「百姓職」とされているもの——63・72・95

(2) 大路・小路ではなく、辻子に面しているもの——91・92

また、寄進年月日の不明のものについても、右の分類に添って検討してみると、

(1) 60・75

(2) 39

となる。したがってこれらの土地も、さきの事例と同様に、東寺が入手しておりながら「注文」に記載されることがなかったと考えることができるであろう。

これらの事実によって、Pにおいて新たに土地が出現した理由を全面的に明らかにしえたわけではない。しかし、Pにおける急激な筆数増加の原因として、直截的に東寺による土地集積の進展を結論するだけでなく、「注文」への記載基準が変化したこと考慮する必要がある。すなわち、O以前の「注文」の作成基準が、東寺が領主的権限を有する大路・小路に面した土地であったのに対して、P以降の「注文」では、本所を別を持つ土地や「百姓職」とされている土地、辻子に面する土地が新たに加えられることになったのである。

それでは、東寺はなぜ「注文」への記載基準を変えねばならなかったのだろうか。それを理解するためには、当然のことながら大乱を挟む洛中の政治情勢の変化を考える必要がある。その一つの要因として、文明三（一四七二）年に始まる畠山義就の半済実施をめぐる状況をあげることができよう。^②

文明三年八月十六日、畠山義就は山城国寺社本所領をことごとく借用する旨を、遊佐越中守の折紙をもって東寺に触れた。^③ 八月二十八日には東寺領の指出が命ぜられ、廿一口方としては境内・教令院・上野庄に関して、田数と斗代とを書き上げた指出を提出した。^④ さらに閏八月八日には、「寄進下地」をも注進するようにとの遊佐越中守の折紙が伝えられたが、「於仏事田者、為名主作職之間、不可注進」と決定し、八月に提出した指出から洩れた宝莊院敷地・毎月十一日湯田・

澳殿等を注進するに止めた。^⑨この「寄進下地」というのは、さきの供僧の決定からも窺えるように、仏事料所として寄進された、主に洛中・紀伊郡・乙訓郡に散在する所領のことであろう。

ところで柳千鶴氏は、畠山義就による半済実施の方法を次のように整理されている。一、半済を徹底した形で実施するために、荘園領主に対して指出を命じたこと、二、半済の対象を荘園本所の本年貢だけでなく、名主職・百姓職や加地子得分、さらには雑公事にも及ぼそうとしたこと、三、洛中にも半済を及ぼしたこと、四、半済徴収を直接に自分の内者・被官や給人にさせようとしたこと、以上である。そしてこれらのことから、「義就は半済実施にあたって、その経済的な収益よりも山城における支配権の拡大を目指していた」と結論づけられたのである。^⑩

本稿との関わりからいえば、二と三の指摘が重要であるが、これらを前提としつつ、半済実施のあり方を洛中に限定していま一度ふり返ってみることにしたい。

八月二十八日に、廿一口方より東寺境内の指出が提出されたことについてはすでに述べた。ついで閏八月二十九日には、御所前の屋敷地子に関して、紀州給人より「百姓」に対して指出の提出が命ぜられた。半済徴収の準備としての指出提出であろうが、「百姓」が難渋したために「召上司相尋」という要求さえ出されている。この土地は東寺寺官の給分であったところから、東寺側は催促停止を願ったが、結局のところ指出提出・半済分の徴収は実現したものと思われる。たとえば十月十三日には、乗円・定金が境内水田名主分の指出に関して「百姓中」の使としてやって来た。指出の斗代について給人が兎角申したので、それへの返答について相談に来たのである。^⑪こうした中で、東寺境内の半済分は着々と収納されていった。すでに十月十日には諸坊領が、また十月十七日には諸仏事支具料田、十月二十二日には水田方が納入されている。^⑫東寺にとって境内は、執行・納所・公文などの諸寺官の給田があり、^⑬またそれ以外の一般住民に対して強い規制が加えられるという意味で、東寺による所領支配の中核に据えられるべき性格を持っていた。^⑭その境内において、半済分の徴収が上述のように徹底して行われたことは、東寺に対して地子銭の減少という経済的打撃以上に深刻な動揺を与えたものと

考えられる。さらに、東寺寺官の東西兩軍への被官化は、東寺の動揺により一層拍車をかけたであろう。

畠山義就の半済は、文明九（一四七七）年九月に彼が河内国へ下向するまで実質的には継続した。その直後に幕府は東寺に對して、山城国諸莊園ならびに所々屋地・散在田畠等に関する守護使不入の特権を安堵している。その中で「敵退散之上者、為守護使不入之地、任先例、檢断以下致其沙汰、可被全寺務」と述べられていることは、義就の半済取束後の東寺の対応を示している。東寺にとっては、山城国における所領の再編成が何にも増して緊急の課題だったのである。

話を「注文」に戻そう。文明十年六月九日、東寺領諸莊園の惣安堵ならびに諸役免除を命じる足利義政御判教書が出された。^⑧これに添えられた散在地の別紙目録の中に、いま問題としているPが含まれていたのである。従来の「注文」作成の経過から考えて、それらは東寺が所領安堵を申請するために作成したものであると思われる。また実際問題としても、幕府がこの時点で洛中における所領の実態を把握していたことはありえないであろう。そのように理解するならば、「注文」への記載基準の変化は、何よりもまず東寺の意向を反映したものと見ることができよう。

そこで見落としてはならないのは、Pがそれ以前の「注文」とは異なって、地口銭免除に関するものではないことである。東寺は、大乱の過程でややもすれば不知行化しつつあった所領の恢復に執拗な努力を払っていた。したがって東寺の意向とすれば、「注文」にできるだけ多くの所領を書き上げた方が有利であるとの判断が働いたのも当然であろう。そこで、以前から東寺が所持していたにもかかわらず、地口銭の賦課対象となっていなかったために「注文」に記載されずにいた土地が、Pにおいて新たに出現することになったのである。

しかし、東寺がPをもとに洛中の所領安堵を受けてから以降は、それに依拠して地口銭が徴収される可能性が存在していた。地口銭賦課の状況からいえば、永く免除の特権を誇ってきた東寺の場合でも、康正二年の造内裏地口銭が徴収されてからは、免除されない場合もあった（表1参照）。そのことは東寺も十分に承知していたであろう。一例をあげると、文明十八（一四八六）年に内裏修理料地口銭が賦課されたとき、東寺は「先々既に内裏之儀、致其沙汰之間、可為如何哉」と、

康正二年の造内裏地口銭を納入した先例があるために、免除申請さえもあきらめようとしていたのである。この時は結果的には地口銭免除が認められはしたものの、東寺が文明十年の「注文」作成の段階で、地口銭増徴をも覚悟していたことは明らかであろう。

それでは、地口銭増徴を覚悟してまでも、本所を別にとる土地あるいは百姓職しか持たなかった土地、辻子に面した土地を、新たに「注文」に書き加えることがなぜ可能だったのだろうか。応仁・文明の乱によって、所々の荘園が不知行化ないし大幅な年貢の減額をきたしたため、より身近な洛中の所領を新たな経済基盤として編成しようとしたこと、また山城国に限れば、文明三年から九年にかけて畠山義就による半済が実施をみ、それに対する東寺の支配権の恢復が緊急の課題となっていたことなどが、その理由として考えられる。しかしそれと同時に、これら洛中の土地が、地口銭という代償を支払っても余りある経済的意味を持っていたこと、逆にこれらの土地が、実際に争奪の対象となっていたであろうことを忘れてはならない。

- ① 「祇園社記統録」第四、康正二年三月二十七日 室町幕府奉行人飯尾為永書状案
- ② 「東百」ター七―二九、応永二十年三月六日 室町幕府奉行人松田善通書状案、なお伺事については小林氏前掲論文に詳しい。
- ③ 「東百」ター七―二九、応永二十年三月六日 新玉津嶋社別当常光院堯尋書状
- ④ 「東百」ル三八―四七、応永二十年四月十三日 室町幕府奉行人松田善通書状
- ⑤ 『大徳寺文書』一五三二
- ⑥ 同右、一五三三
- ⑦ 同右、一五三七
- ⑧ 同右、一五四〇
- ⑨ 「祇園社記雜纂」第一、嘉慶二年四月二十五日 祇園御燈料所洛中敷地注文
- ⑩ 註①参照
- ⑪ 『蔭涼野日録』文明十七年四月二十八日条
- ⑫ 「大通寺文書」文明十八年六月十二日 遍照心院領当知行注文
- ⑬ 『大乘院寺社雜事記』長祿二年四月十九日条には「近日京都地口、公家・武家悉以可沙汰之由、自室町殿御下知云々、於親王家モ可被出之由被仰云々」と述べられており、また『蔭涼野日録』同年五月二十六日条には「造内宮地口事、当年任上意致其沙汰也、於後年可蒙御免除之由白之」と述べられていることから、親王家・五山禪院においては、一般に地口銭が免除されていたと判断される。なお、五山禪院に対する幕府の保護に関しては、今谷明氏「東班衆の世界」(『戦国期の

室町幕府「第一章」に詳しい。

⑭ 東寺境内に關しては、仲村研氏「東寺境内款冬町の支配」（『京都「町」の研究』第五章）、院町に關しては仲村氏「八条院町の成立と展開」（前掲書第四章）、川嶋將生氏「東寺領八条院町の構造と生活」（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収）、巷所に關しては仲村氏「東寺領巷所の存在形態」（前掲書第三章）、拙稿「東寺領巷所——荘園領主による都市支配の一考察——」（『日本史研究』一五九号）がある。

⑮ 「東百」ホ一一二〇、永仁三年七月二十九日 二階堂行藤寄進状
⑯ 「廿一口方評定引付」応永十三年六月十四日条（『大日本史料』七編之八、四〇九頁）

⑰ 「東百」ト九六一一〇五、応永十八年八月四日 諸仏事料所地子銭散用状

⑱ 「東百」メ八六一九八、文永六年四月二十四日 梅小路烏丸地所当治定注文

⑲ 「東百」ヲ三三三四、文明十五年六月五日 東寺法会集草案

⑳ 「東寺文書」書一一六、永仁七年三月二十一日 法印仲岐寄進状

㉑ 「東百」ヒ五五一六五、文明十五年十二月二十九日 下久世庄宝珠庵慈芳比丘尼荒券・寄進状

㉒ 『教王護國寺文書』一八八九

㉓ 「東百」メ五一七〇、明応六年七月二十四日 富家新兵衛尉守清屋地荒券・寄進状

㉔ 同右、年月日未詳 七条大宮屋地指圖・七条堀川猪熊間屋地百姓詰

文

⑳ 脇田氏「中世後期京都の土地所有について」（前掲）

㉑ 「近世都市成立史序説」（宝月非吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収）四一七頁

㉒ 「東百」エ五五一五六、応仁三年四月二日 宮内卿法印祐識寄進状

⑳ この半済の経過については、柳千鶴氏「室町幕府の崩壊過程——応仁の乱後における山城国の半済を中心に——」（『日本史研究』一〇八号）ならびに上島有氏「応仁・文明の乱と久世上下庄」（『京都庄園村落の研究』第八章第一節）に詳しい。ただし、半済の開始に關しては今谷明氏の指摘のように（増訂・室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿（下）、『京都市史編さん通信』七四）、すでに応仁二（一四六八）年五月十四日付で山科郷に対して半済を実施しようとした事実があり（『山科家札記』応仁二年六月十三日条、山城一國の支配権掌握は、応仁・文明の乱の勃発当初から、義統方の一貫した方針であったと思われる。ただ、そのような義統方の施策が現実定着をみたという意味で、文明三年以降の半済実施に注目したい。

⑳ 「廿一口方評定引付」文明三年八月十六日条
㉑ 同右、八月二十八日条
㉒ 同右、閏八月八日条
㉓ 柳氏前掲論文二九頁
㉔ 「廿一口方評定引付」文明三年閏八月二十九日条
㉕ 同右、十月十四日条
㉖ 同右、十月十日条
㉗ 同右、十月十七日条
㉘ 同右、十月二十二日条
㉙ 『教王護國寺文書繪圖』五・七
㉚ 仲村氏「東寺境内款冬町の支配」（前掲）
㉛ 『東寺文書』一八、文明九年九月二十六日 室町幕府奉行入道 曙奉書
㉜ 「東寺文書」千字文
㉝ 「東百」ワ、廿一口方評定引付 文明十八年六月十二日条（『大日本史料』八編之十八、五八九頁）

三、洛中散在地に対する支配

(1) 土地寄進の持つ意味

表3に見られるように、東寺は洛中の中心部からはややはずれているとはいふものの、数多くの土地を所有していた。東寺による土地集積は通常、積極的な買得集積と共に、「大師信仰」に基づく土地寄進によって説明がなされている。東寺に寄せられた寄進状にはその旨が明記されているものが多く、事実、寄進された土地から徴収された地子銭は、東寺(西院御影堂・鎮守八幡宮)で営まれる各種の法会の費用に宛てられていた。

しかし、このように多くの土地寄進を、はたして「大師信仰」のみによって説明することができるのだろうか。東寺に対して寄進された土地は、何らかの形で東寺に経済的利益をもたらしたはずであり、またそうであるからこそ、一筆の土地をめぐるさえも相論が惹起されるのである。問題は土地を寄進する側についても同様であろう。土地寄進の背景に「大師信仰」のあることは疑いえない事実にしても、土地の寄進行為が必ずしもすべて信仰に基づくとは限らない。そこで、土地寄進の背後に隠された問題、すなわち東寺に土地を寄進することによって、寄進者が得るところの現実的利益について具体的事例を通して考えてみることにしたい。

(c)宝勝院僧都重賢申五条町与室町間北頬東西一丈一尺南北十丈七尺下地事、去年冬令買得之、所詮、一期之後、可寄進于寺家之間、為寺領号者、可畏入之由、所望之間、披露之处、其例有之歟之間、不可有子細之由、衆議畢、^①

この「廿一口方評定引付」の記事によれば、宝勝院重賢から供僧中に対して次のような申入れがあった。彼の買得した五条町室町間の土地(12)を、自分の死後は東寺に寄進するという条件で、現時点で東寺領と称することを許してほしいというのである。供僧中としては「其例有之歟」という理由で、重賢の申入れを承認した。

このような申入れがなされた背景には、重賢が12の土地を自己の所領であると主張することと、名目的にはあっても

東寺領と称することの間に、対外的には何らかの差異があったことを想定せねばならない。少なくとも重賢にとっては、自己の所領を東寺領であると主張した方が有利だったのである。

ところでこの土地は、応永十九年に作成された「注文」Fから姿を見せている。寺領と号することを許された結果が「注文」への記載、すなわち地口銭の免除となつて現われたのである。(C)の事例は寄進を条件として名目的に東寺を土地所有者であると主張しようとしたものである。それを供僧中が「其例有之歟」と述べていることは、重賢の行為が何ら特例ではなく、かなり広く見られたものであることを示している。しかし東寺領であると主張することが、地口銭免除という現実的利益を伴うものであるならば、それを恒常的關係にしようとする行動は当然行われていたであろう。

(d)地口事、寺家御免御申、仍宝輪院覺寿僧都所望云、私領一所加之可申、雖土貢少分之間、毎年捧上分事者、不可叶、所詮、地口出分三倍五倍只今參連五連之間、寺家ニ可進之、自今以後者、不可進之由被申請之間、披露之処、毎年被捧上分者、先例也、当座被進計者、外聞不可然、不可叶之由、可有返答之旨、評定畢、^②

東寺が地口銭免除を受けるに当たり、宝輪院覺寿より彼の私領を免除対象地に加えてほしいとの申入れがあった。その条件として、毎年地子上分を納入することができない代りに、今の時点で「地口出分」の三倍五倍を納入し、それ以降は納入せずに済ませたいというのである。供僧の評定の結果、覺寿の申入れは却下された。その理由は、毎年地子上分を納入するのが先例であつて、当座納入するだけでは外聞がよくないということであつた。

この事件から次の点が明らかになる。第一に、地口銭免除に関しては「寺領」と寺僧個人の「私領」とが明確に区別されており、「寺領」の地口銭免除は認められていても、寺僧の「私領」ではその納入が義務づけられていたこと、第二に、この段階では、洛中の土地を所有する者にとって、地口銭納入が過重な負担となつていたこと、第三に、毎年地子上分を納入することによつて、「寺領」と号することが「先例」となつていたこと、以上である。さらにここで重賢の申入れを拒否した理由を「外聞不可然」と供僧中が述べていることは、その判断が重賢以外の第三者を意識してなされたことを意

味する。重賢の申入れ自体は地口銭免除を念頭においてなされたものであるから、この第三者とはとりもなおさず幕府のことであろう。したがって、地子上分を納入し、対外的に東寺領と主張することによって地口銭免除を受けることは、幕府も暗黙のうちに認めるところだったのである。その場合に、東寺に納入すべき地子上分が地口銭よりも少額であったことは言うまでもない。

(d)において、一般の寄進とは異なり、地子銭の一部分のみを寄進する形態を見出すことができる。これを史料での用法に従って「上分寄進」と呼ぶことにしたい。^③ 洛中の土地に対する一般的な支配権が、第二章でみたように、地子額を決定しそれを直接に徴収する権限、すなわち領主的権限で表現されるならば、この上分寄進はそれとどのような関係にあるのだろうか。このことを明らかにするために、上分寄進についてやや詳しく見ることにしたい(傍点筆者、以下同じ)。

(e) 「神氏女寄進状」
(編裏書)

寄進 田地事

合考段小者但此内巷所
在之

在左京一所九条二坊四町西三四行北七八門内
一小自大宮東自九条北自猪熊西

右件田地者、神氏女相伝私領也、而以彼田地上分物、東寺仏聖升定、
但升宛益也、毎、年、無、懈、怠、可、備、進、東、寺、西、院、御、影、堂、理、趣、三、昧、供、祈、者、也、於、巷

所者、元來為東寺御進士之間、有限課役在之、此外更雖為一塵、不可相懸別公事等、於下地者、領主神氏女子孫永代相伝不可有相違、
万之一於此田地、就公私違乱出来時者、寺家被致嚴密之御汰沙、
令安堵領主、
可被全上分物、
又寄絆於寄進之由緒、
寺家不可被致非分之沙汰者也、若被背此等旨者、速悔改寄進之儀、任地主意、可寄進他寺也、仍為永代龜鏡、寄進契狀如件、

徳治三年九月三日

地主神氏女(花押)^④

ここで神氏女が寄進したのはこの田地から上がる上分物一石のみで、その内部に含まれ、すでに東寺の進止下にあった巷所に関する課役を納入する以外は、「雖為一塵、不可相懸別公事等」というものであった。そのことは、下地そのもの

は神氏女の子孫が相伝すると明記されることによって裏づけられている。上分寄進によって被寄進者が得ることのできるものは、あらかじめ定められた上分物のみだったのである。

この寄進状で注目されるのは、上分寄進の理由が具体的に述べられていることであろう。すなわち、この田地をめぐる相論が起こった場合には、東寺の力によって神氏女ないしはその子孫に対して、この田地が安堵されるようにと願ったのである。これは形式的には西院御影理趣三昧供料の寄進という形態をとりながらも、実質的には将来に起こりうる相論に備えるための寄進であった。もし東寺が寄進にことよせて、(e)に記載されている上分物以上の収奪を行おうものなら、「速悔返寄進之儀、任地主意、可寄進他寺」と述べていように、東寺の持つ権限は得分権¹¹上分物一石に限定されている。そこには、上分寄進によってむしろ自らの土地所有権を確固たらしめようとする神氏女の意図が働いていたのである。以上のことから、上分寄進はあくまで得分の一部を寄進するものであったこと、また相論が起こった際に安堵されることを目的とするものもあったことが明らかになったものと思われる。

(e)と同様の上分寄進の例は、正和二(一三三三)年五月に、観阿弥陀仏から東寺西院理趣三昧供料として寄進された、信濃小路大宮にある田地一段の事例でも確認することができる。⁵⁾

ところで、いまとりあげたこれらの田地は、P以前、以後を通じて「注文」に姿を見せていない。その理由として、上分寄進によって集積された土地は「注文」に書き上げられなかったためとも、あるいは上分寄進が継続しにくい性格を持つていたためとも考えることができる。そこで、「注文」との関係が明らかになる上分寄進の事例をとりあげることによって、この点について検討することにした。

(f)立申 敷地券契紛失状事

右七条坊門町東北頰、口肆丈陸尺、奥陸丈陸尺、同坊門町北東頰、口肆丈一尺、奥拾肆丈肆尺、彼両所敷地者、為真聖相伝之地、数十年管領敢無子細、仍所帶文書等炳焉也、而真聖居東寺供僧職、送多年之間、且為謝大師之報恩、且為二世之悉地、為毎年三月廿一日御影供百種新足、以彼地上分、

永令寄附御影堂畢、爰去年^式文和 六月九日官方大勢乱入之時、処々悪党人等打入東寺坊中、搜取資材雜具之刻、剩件敷地等券契以下、於金蓮院坊^{針小路}、同令紛失畢、其段云近隣、云寺中、更無其隱者也、凡於、当知行者、無相違、

(以下略)

七条坊門町にある二カ所の土地(25・26)は、永く東寺の供僧職にあった真聖が数十年來管領していた。時期は定かではないが、真聖はこれらの土地から得られる地子上分を、毎年三月二十一日に行われる御影供の百種料足として御影堂に寄進したのである。この寄進があくまで地子上分に限定されていたことは、(f)が真聖によって作成されたこと、さらにその文中に「凡於当知行者、無相違」と述べられていることから明らかであろう。事実、応安元(一三六八)年八月に、これらの土地は真聖より甥の三郎貞綱に譲与されている(譲状には上分寄進に関して何ら記されていない)。⁷⁾

真聖は(e)でみた神氏女の事例と同様に、下地進止権を自らの手に保持しつつ、地子上分の寄進を行ったのである。結局のところ、応永三十一(一四二四)年八月、権大僧都守乘よりこれらの土地は再度御影堂に寄進され、東寺はかつて真聖が持っていた権限をすべて手中に収めることになった。結果的にみて、これらの土地は東寺に対して二度寄進されたことになる。一度目は真聖による上分寄進、二度目は守乘による下地進止権をも含む残された地子徴収権の寄進。この二度にわたる寄進は、地子銭の多様な形態を示す上でも恰好な事例であろう。

ところでこの経過を通して注目しなければならないのは、東寺がまだ地子上分しか取得していなかった段階で、これらの土地が「注文」に記載されていることであろう(A~J)。さきに(d)の事例において、地口銭免除を受けるために上分寄進が行われることを指摘した。真聖による上分寄進が地口銭免除を目的としたものであったか否かは別として、上分寄進によって地口銭免除を受けたこと具体例といえることができる。

「注文」への記載基準を領主的権限の保持におくという推定が正しいならば、上分寄進は領主的権限の形式的な委譲を意味するであろう。またそれが形式的なものであったからこそ、(e)でみたように「寄附於寄進之由緒、寺家不可致非分之

⑥

「沙汰者也」と、被寄進者の行為を強く限定しておく必要があったのである。

以上の考察を通して、寄進のいま一つの形態である上分寄進の性格が明らかになったものと思われる。上分寄進は、被寄進者に対して現実的な利益、具体的には相論が起こった際の安堵、地口銭免除等を期待してなされたものであった。ただこの上分寄進は必ずしも永続的なものではなかったらしく、(f)で検討した25・26のように二度寄進されたものは別として、同じく上分寄進であることが確かめられる49は、間もなく「注文」から姿を消している。したがって、(e)の田地を「注文」に見出すことができなかつたのも、同じ理由によるものと考えることができよう。

上分寄進の背景には、洛中の土地からの収益が増大したこと、さらにそれをめぐって相論が起こり、あるいは上級権力からの課税がなされるという状況を想定することができる。したがって上分寄進は、洛中における中小の土地所有者が、諸権門との間に上分寄進を通して関係を結ぶことによつて、自らの所有権と利益を守るために行われたものと言ふことができる。地口銭に問題を限定するならば、洛中の住民は地口銭を納入せずに済ませられるよう、種々の手段を講じたであろう。上分寄進もまたその一形態であり、東寺ならずとも通常地口銭免除を受けうる諸権門に対して、このような上分寄進が行われたであろうことは想像に難くない。

(2) 「百姓」をめぐる支配

永徳二(一三八二)年九月 日、東寺雑掌頼勝は市町下司^⑤の押妨を訴える次のような申状を作成した。

(g) 『市町申状寺家奉行門真左衛門書銘^(端裏書)永徳二日』
(付箋)

東寺仰案文

東寺雑掌頼勝謹言上

欲早市町下司録取住宅七条堀河等号下地與行任雅意加寺領於点札上者預敲密御沙汰且被拔捨彼点札且為断向後煩被成下御教書散在寺領事、

副進

一通 洛中散在寺領先々注進案但取證

右件散在地者、為当寺領知行無相違之地也、而号市町興行、下司鑑取等任雅意、加寺領於点札、令譴責百姓住宅之条、濫吹次第也、早預嚴密御沙汰、被拔捨彼点札、為向後、欲被成下御教書、仍粗言上如件、

永徳二年九月 日

(g) 東寺領洛中散在当知行敷地注文

(中略) 53・28・42・43・54・40)

右件地者、為寺領敷地内条、先々地口免除時、毎度注進訖、而号市町興行、令点札間、以御使、為拔捨彼点札、取證注進如件、

永徳二年九月 日

この相論において東寺側が問題としていたのは、(g)に書き上げられた土地に対して、七条堀川に住む市町下司鑑取等が市町興行と号して点札を行い、「百姓」の住宅に譴責を加えたことであった。点札・住屋譴責は、一般に領主検断権の発動の最たるものと言われている。そのように理解するならば、市町下司は(g)に書き上げられた土地に対して、領主的権限を硬強に主張しようとしたと言いうことができよう。

市町側のこのような動きに対する東寺の対抗手段が「注文」の提出であった。「注文」を提出することが、市町側の領主的権限の主張に対する有力な対抗手段であると東寺が認識していたことは、逆に「注文」作成基準が領主的権限の保持に置かれていたことを物語るであろう。それに加えて、東寺が洛中散在地を「地口免除時、毎度注進」することは、幕府が注進された所領に対する地口銭を免除すると同時に、それらに対する東寺の支配権を確認するという性格をも持っていたのである。

この東寺と市町との相論は、一体どのような意味を持っていたのだろうか。そのことを明らかにするために、東寺と市

町との関係を検討することにした。

(h) 会中講敷地注文宝泉院
寄進

一所 七条坊門櫛笥北角
西角

口五丈五尺 奥九丈三尺

地子五百五十文此内加地子
百五十文出市町

定地子四百文冬夏弁

一所 七条大宮南頼中程

口一丈二尺東 奥八丈一尺

地子三百六十文此内加地子
三十六文出

定地子三百二十四文夏冬弁

(中略)

已上定地子貳貫百八十六文

応永貳年十二月 日注之^⑫

この注文には28・42・43・54(42は二筆に分けられている)^⑬の土地が書き上げられている。これらはすべて永徳二年の相論の際に提出された(g)に記載されている。^⑭ところで会中講とは、春秋二季に行われる伝法会の法会の一つで、市町地子と拝師庄年貢がその費用に宛てられることになっていた。^⑮したがって(h)は、会中講料所のうちで市町についてのみ書き上げられたものであることがわかる。

ここで最初に書き上げられた七条坊門櫛笥の地(28)に関しては、地子銭総額五百五十文のうち、加地子百五十文は市町に支払われており、東寺が取得しえたのは定地子四百文であった。これ以外の土地については加地子取得者が記されて

いないが、最後に定地子分だけが計上されているところから、東寺の取得分は定地子のみで、加地子は28の土地と同様に市町に支払われていたと考えられる。したがって、(h)に書き上げられたすべての土地に関して、「百姓」の支払う地子＝加地子(市町)十定地子(東寺)という関係が成り立っており、市町・東寺の取得分が共に地子として一括されていることが注目されよう。ここでの加地子額は尺別二・七〇三文、平均二・九文とほぼ一定であるのに対し、定地子額は尺別七・二〇二六・六文と著しい開きを見せている。このことから、加地子の固定的性格、定地子の流動的性質を見出すことができよう。定地子の性格を流動的と言ったのは、加地子がどの土地においてもほぼ一定の基準で徴収されているのに対して、定地子は個々の土地において個別的にその額が決定されたと推定できるからである。また地子銭の配分に関しては、定地子が大半を占めている。このように地子額の決定方法とその具体的額に東寺が圧倒的優位を占めていることは、これらの土地において東寺が「百姓」にとってより大きな存在であったことを示している。

市町の得分権は、応仁・文明の乱を経た後も継続していた。文明十五(一四八三)年十二月に、下久世庄宝珠庵慈芳比丘尼による七条大宮猪熊間の屋地(41)の売寄進に伴って提出された指出^⑭、ならびに明応六(一四九七)年七月に冨家新兵衛尉守清による七条堀川猪熊間の屋地の売寄進後に提出された「百姓」請文^⑮の双方において、尺別三文の「本所役」が市町に納入されていたことがわかる。しかし、慈芳比丘尼による指出ならびに「百姓」請文が共に東寺に提出されたことは、東寺がこれらの土地に関する領主的権限を入手したこと示している。

以上のことから、市町は「百姓」の進退権を伴わない得分権のみを保持していたことがわかる。^⑯

話を永徳二年の相論に戻そう。この事件は単なる土地の争奪ではなかった。そこで点札と「百姓」の住宅に対する譴責とが「市町興行」の具体的内容であったことは、市町が土地と百姓に対する直接的支配権を持っていなかったことを示している。すなわち、(h)でみた市町―東寺―「百姓」という重層的支配関係がこの時すでに成立していたのである。^⑰したがって、得分権しか持っていなかった市町が、自己の支配権を土地と「百姓」にまで拡大しようとしたことが、この相論の

原因だったのである。浴中においても、一筆の土地に関して重層的支配関係が成立している例は数多く見られる。そのような状況下では、誰が土地と「百姓」に対する直接的支配権を握るかが大きな問題となっていたのである。

これまで述べてきたように、東寺が浴中において集積した所領は、東寺が地子額を決定しそれを直接に徴収する権利を有するものであった。しかしその一方で、散在所領において地子額未進が起こった場合には、幕府に訴えて罪科に申行なうことになっていったように、土地所有者の権限は制限されていたことが指摘されている^②。これは所領の散在性と支配関係の錯綜性によって規定されたと考えられることはすでに述べた。そこで最後に、「百姓」支配をめぐる東寺と幕府との関係を、地口銭賦課・徴収の過程を通して考えることにしたい。

まず、第一章で若干触れた延文五（一三六〇）年の地口銭の事例を検討しよう。

(i) 院町地口事、

秘計無抛之上、可為百姓沙汰之由、公方奉行返答、此上者、沙汰秘計可關之、（以下略）^②

(i) 院町地口事、

三貫文有沙汰者、可關之由、奉行内々令申之間、可然之由治定、於新足者、可為地下役之由、同治定^③、

東寺は礼銭を納入せずに地口銭免除が受けられるよう、「公方奉行」を通じて交渉を行っていたが、奉行より「百姓」から徴収するとの返答があった。ここで公方奉行自らが、地口銭納入に関して「可為百姓沙汰」と述べている点が注目される。地口銭は、東寺に対してではなく、院町に居住する「百姓」に対して賦課されたものだったのである。そこで東寺は、礼銭を納入することによって地口銭が免除されるように願い出ることにした（i）。その結果、奉行の内々の意見として、三貫文の納入を条件に催促を停止する旨が伝えられた。東寺はこれを承認し、その費用を地下、すなわち「百姓」から徴収することに決定したのである（j）。

この経過を通して次の点が明らかにになる。まず、地口銭は土地所有者に対してではなく、その土地に居住する「百姓」

に対し賦課されるものであったこと、そして地口銭免除が成立しても、それに要した費用は「百姓」に転嫁されるものであったこと、以上である。このうち前者については、地口銭が賦課される際に「百姓役」と明記されている例をこの他にも見出すことができるから、地口銭を賦課する側の一貫した方針であったと考えられる。

地口銭が「百姓役」として徴収されるものであるとするならば、東寺はなぜその免除を申請する必要があったのだろうか。そこで地口銭の納入経過について、やや詳しく事情を知ることが出来る長祿二（一四五八）年の造内宮地口銭を例にとつて考えることにしたい。

(k) 為造宮 路中地口別町奉行々々、致其沙汰之由、百姓注進、仍免除事可被申云々、

(l) 地口在所々々注文、今日致其沙汰候、仍進殘惣都合四十計歟、然者公方免許被申、大郡可入賦、可有了聞披露了、

(m) 地口於境内一向御免、於散在二千疋分、可有其沙汰哉、大略治定了、

長祿二年四月、地口銭徴収のために町別奉行別が町々を検注しているとの注進が「百姓」からあった。東寺は早速、地口銭の免除申請することに決定し（k）、四十余筆にわたる「注文」を作成して幕府に提出した（l）。ところが幕府の姿勢は、大乘院尋尊が「近口都京地口、公家・武家悉以可沙汰由、自室町殿御下知云々」と述べているように、東寺の予想外に強硬で、境内分の地口銭が免除されただけでそれ以外の洛中散在地については免除されなかった。そこで東寺は、洛中散在地分の地口銭として二千疋を納入することを、供僧の評議によって決定したのである（m）。

この経過を通して注意せねばならないのは次の二点である。第一は、東寺は「百姓」から注進があるまでは、地口銭が徴収されようとしていることを知らなかったことである。これは地口銭の徴収が東寺を通してではなく、百姓から直接になされようとしていたことを示す。第二は、地口銭の免除申請が却下された時点で、東寺は請負いによってその納入を行ったことである。地口銭の請負いは、東寺が一貫してとつた納入方法であった。たとえば康正二（一四五六）年の造内裏地口銭の場合は五千疋を納入したことが確認できるし（第一章参照）、また寛正五（一四六四）年の伊勢造管地口銭の場合でも、

康正二年の事例に基づいて納入することを幕府に申入れている。請負いによる地口銭の納入は、東寺にのみ限られたものではなかった。たとえば今回の地口銭に関して、五山禅院では二十貫文、諸塔頭では三貫文の納入が命ぜられている。したがって地口銭の請負いは、一般に地口銭免除を受けてきた諸領主に関してとられた納入方法と考えることができる。ここで、「百姓」は幕府権力との対決の点で、幕府に直接徴収されるよりも、請負いによる地口銭納入の方を支持したであろう。それと同時に荘園領主も「百姓」支配の点で、地口銭の請負いを強く望んだものと考えられる。

これに関連して思い起こされるのは、文明三年の畠山義就による半済の納入方法であろう。このとき義就方は、本所・名主・百姓職、加地子足をことごとく、しかも直接に収奪しようとしていた。それに対して東寺側は、本所分のみをその対象とし、かつ寺家として取立て進納することを望んでいた。義就方と東寺との交渉が決裂した時、東寺は名主分を犠牲にしても、義就方が直接に収奪することを防ごうとした。⑤ 両者の関心は、共に「百姓」を直接に把握することにあつたのである。

事情は地口銭についても同様であろう。そうであるならば、東寺の請負いによる地口銭納入は、「百姓」の支持を背景としつつも、幕府が「百姓」から直接に徴収することを拒否しようとしたものと見ることができる。

洛中に土地を所有する諸荘園領主は、種々の中間搾取を排除して、「百姓」の生み出した剰余を少しでも多く収奪しようとしたであろう。また幕府にとって、「百姓」の直接把握は都市支配の新たな段階への志向性を示すものと見ることが可能であろう。「百姓」は幕府と荘園領主の支配の結接点に位置していたのである。

- ① 「廿一口方評定引付」応永十九年正月十八日条
- ② 「東百」ち一一、廿一口方評定引付 永享九年九月十七日条
- ③ 『教王護国寺文書』六三五
- ④ 「東百」マ二一―二八
- ⑤ 「東百」キ二八一―三五、正和二年五月二十一日 沙弥観阿弥陀仏田
- ⑥ 地寄進状案、「東百」キ一一―一五、同日 権大僧都教殿契状案
- ⑦ 「東百」イ二五―四五、文和三年七月 日 法印真聖殿地券契紛失状
- ⑧ 「東百」ロ一一―二九、応安元年八月十八日 法印真聖私領地讓状
- ⑨ 「東百」あ三八―五六、応永三十一年八月二十二日 権大僧都守乗私領地寄進状

⑨ この市町は、平安京の条坊内に設定された内町・外町あわせて十二町からなる市町が所領として編成されたものと考えられる。

⑩⑪ 「東百」ル一一八

⑫ 「東百」タ一七―二九

⑬ 鎌倉末期と推定されている会中講料足注文(「東百」へ二三九)にも、42の土地は「七条大宮東家・西家」と二筆に分けて記されている。

⑭ (h)から洩れた二筆の土地40・53のうち、40は不明であるが、53は十二月四日仏事料所となっている(東寺法会集草案)。

⑮ 応永三年三月二十一日付室印権大僧都良宝田地寄進状(「東百」カ二〇―二八)には、「伝法会会中講并光論阿闍梨追善論義要脚」として寄進する旨が記されている。

⑯ 「東百」ヲ三三―三四、東寺法会集草案

⑰ 『教王護国寺文書』一八八九

⑱ 「東百」メ五一―七〇、明応六年十一月三日 七条堀川猪熊間屋地百姓請文

⑲ さきにもみた上分寄進による上分取得権と、市町に見られる加地子は、地子銭から分割された得分権であるところに共通点がある。両者の関連はいま一つ明らかにならないが、その発生事情は異なったものと思われる。

⑳ 市町の持つ得分権は、それが「公領」であったことに由来するものと思われる。

西京公領内自一条至九条
有西字也

おわりに

本稿は荘園領主に納入すべき地子銭と、幕府に納入すべき地口銭とを区別した上で、地口銭の賦課・徴収方法の追求を

東市・西市ハ本来公領也、曼陀院寄附之後、又公領ニ相返テ、後日羅寺禁裏崇賢門院(被附与早、(以下略))

この文書(『宝鏡寺文書』)によると、公領であった市町は一旦曼陀羅寺に寄附され、のち再び公領として後光厳天皇の後宮である崇賢門院に付与されたことがわかる。そして永和三(一三七七)年に、崇賢門院から惠聖院初祖光庵に譲与された(『宝鏡寺文書』年月日未詳 惠聖院雜掌申状案)。したがって永徳二年の相論は、東寺と惠聖院との間になされたものと思われる。

⑲ 脇田氏前掲論文

⑳ 「東百」ム、学衆方評定引付 延文六年二月二十六日条

㉑ 同右、四月十九日条

㉒ 応永三十二年十一月九日付 室町幕府御教書案(「東寺文書」射一一二)、正長二年四月十九日付室町幕府御教書案(室町家成敗寺社御教書)

㉓ 「東百」く、廿一口方評定引付 長祿二年四月十三日条

㉔ 同右、四月十九日条

㉕ 同右、五月二十九日条

㉖ 「東百」タ一一一六、東寺領猪熊大宮間地口注文

㉗ 『大乘院寺社雜事記』長祿二年四月十九日条

㉘ 第一章註⑩参照

㉙ 『陰涼軒日録』長祿二年四月二十八日条

㉚ 柳氏前掲論文

通して、幕府・荘園領主による洛中の土地支配、さらにそれを媒介とする「百姓」支配を明らかにしようとしてきた。

洛中の土地は本来、貴族官人層の居住を目的としたもので、それ自体としては何ら経済的価値を持つものではなかった。ところが、洛中における商工業の発達は、洛中の土地をして経済的剰余を生み出す客体に転化させた。この剰余の集中を通じて「百姓」は分解を示し、同時にそれに注目した荘園領主は洛中の土地集積を開始した。室町幕府によって体制的確立をみた地口銭は、このような剰余を権力によって上から吸収しようとしたものである。しかもそれは、当初から「百姓役」とされており、実際に商工業を営んでいる「百姓」から幕府が直接に収奪しようとするものであった。

地口銭は、それを支払う「百姓」にとってももちろん、洛中の土地を経済基盤の一つとする荘園領主にとっても好ましくない存在であった。したがって、地口銭免除を受けるという点に関して、荘園領主と「百姓」の利害は一致していた。もちろん中世都市における基本的矛盾は、地子銭を媒介とした土地貸借関係にみられる、荘園領主と「百姓」の間に設定すべきである。ここで言う荘園領主と「百姓」との一致は、あくまで地口銭免除という局面に限定されたものである。このようにみるならば、地口銭免除を受けるために荘園領主が作成し、幕府に提出した洛中散在敷地注文は、幕府・荘園領主・「百姓」をめぐる政治情勢を反映したものと見ることができよう。したがってその性格は、決して固定的なものではなかったのである。

洛中散在敷地注文は、康正二年以前の段階では、確かに地口銭免除を受ける手段として有効に機能した。地口銭免除を受けるために上分寄進が行われたことも、その例証となるであろう。それは中小の土地所有者が、幕府権力と直接に対決することを避け、荘園領主の庇護のもとに入ることによって、自らの土地所有権と利益を守ろうとする行動であった。

しかしながら、康正二年・長祿二年の地口銭が厳しい徴収をみてから以降は、荘園領主の所領たりといえども、必ずしも地口銭免除を受けることができなくなった。そこでは新たに地口銭の納入方法が問題となる。幕府の姿勢はあくまで地口銭を「百姓役」として、直接に「百姓」から徴収しようとするものであった。それに対して荘園領主は、地口銭免除が

認められないならば、次の手段として請負いによる地口銭の納入を望んだのである。それは、「百姓」の意志を反映しつつも、幕府による「百姓」の直接把握を荘園領主が回避しようとしたものと見る事ができる。土地所有を媒介として、「百姓」の生み出した剰余を地子銭という形で収奪していた荘園領主にとっても、「百姓」支配の問題がクローズアップされることになったのである。

中世都市京都の持つ機能を考えるためには地子銭・地口銭の分析は欠くことができない。しかしそれらの成立の経過はいまだ明らかにされておらず、今後の課題として残されている。はじめに述べた幕府による都市支配との関連で言えば、地口銭は庶民的結合を媒介とした都市支配とは異なった役割を荷っていたことが明らかになったものと思われる。この点は、康正二年における地口銭の変質が、幕府による全国支配の中で持つ意味とも関連すると思われるが、その具体化の作業はあわせて今後の課題としたい。

表 1

年 代	内 容	納入状況 (東寺)	注 文		出 典
			東 寺	そ の 他	
元亨 2 (1322)	稲荷祭地口銭	?			東百々43
延文 5 (1360)	地口銭	免			東百々38—47, A
応安元(1366)	法勝寺造営料地口銭	免			柳原家記録77
〃 4 (1371)	地口銭	免	○		東百々2—12
康暦 2 (1380)	地口銭	免			東百々9—24
永徳元(1381)	地口銭	免			東百々46—57
〃 2 (1382)	稲荷社地口銭	免	A	B	東百々76—95, 教王600
〃 3 (1383)	鳴社地口銭	免			東百々1—25, 阿刀文書
至徳 3 (1386)	五条天神社造営要開地口銭	免			東百々64
〃 3 (1386)	北野地口銭	免			教王635
〃 4 (1387)	梅宮地口銭	免	C	D	東百々46—57, 教王635, 祇園社記雑纂第1
嘉徳 2 (1388)	遊殿法華堂修造地口銭	免		○	東百々4—23, 々81—99, 祇園社記雑纂第1

康応 2 (1390)	地口錢			○	祇園社記続第 4
虎永 5 (1398)	実相寺修理料地口錢		—		東百く
〃 6 (1399)	興福寺供養出仕要脚地口錢 (3)		—		東百タ 1—16
〃 7 (1400)	鴨社地口錢		免	E	東百文書觀智院12—24, 鹿王院文書
〃 8 (1401)	地口錢		?	○	東百ル 25—29
〃 8 (1401)	今宮社神興造営地口錢		免	○	康富記応永 8. 5. 9 条
〃 9 (1402)	新日吉社造営地口錢		?	○	東百辰 73, ル 25—29
〃 10 (1403)	賀茂社地口錢		免		東百タ 1—16, ネ, 吉田家日次記応永 10. 2. 10 条
〃 14 (1407)	実相寺修理料地口錢		—		東百文書射 1—12, 東百く
〃 15 (1408)	賀茂社地口錢		免	○	東百タ 17—29, ヲ 1—14, ヲ 1—25
〃 19 (1412)	地口錢		免	F	東百く 46—57
〃 20 (1413)	新王淨嶋社造営地口錢		免	○	東百く, ル 38—47, タ 17—29
〃 21 (1414)	国府宮地口錢		免	○	教王 1008
〃 23 (1416)	稲荷社御旅所地口錢		免	H	東百ニ 51—54
〃 24 (1417)	今宮社地口錢		免	I	松雲寺文書, 東百く 46—57
〃 25 (1418)	鴨社造営地口錢		免	J	東百文書觀智院 12—24, 東百ル 25—29
〃 26 (1419)	愛宕社造営地口錢		免		大徳寺文書 1531, 1532
〃 32 (1425)	実相寺修理料地口錢		—		東百ち 3, ネ, 大徳寺文書 1533
正長 2 (1429)	尊重護法寺(昆沙門堂)修理要脚地口錢		免		東百文書射 1—12, 東百ち 6, 祇園社記続第 5
永享 5 (1435)	稻荷祭地口錢		?		室町家成敗寺社御教書, 東百ル 9—24
〃 7 (1435)	神祇官造営地口錢		免	K	東百執行日記永享 5. 4. 8 条
〃 9 (1437)	鴨社造営地口錢		免	○	東百く, 教王 1178, 大徳寺文書 1537
〃 10 (1438)	実相寺造営地口錢?		免		東百ち 11, く 46—57
嘉吉 2 (1442)	地口錢		免	L	東百ち 13
文安 2 (1445)	地口錢		免	M	東百く, 白河本 3
〃 2 (1445)	地口錢		免		東百ヒ 55—65
〃 3 (1446)	醍醐寺鎮守修理要脚地口錢		—		東百く
〃 3 (1446)	実相寺地口錢?		—		三空院文書
〃 4 (1447)	醍醐寺鎮守修理要脚地口錢		—		東百く

年 代	内 容	納入状況 (東寺)	注 文		出 典
			東 寺	そ の 他	
宝徳2 (1450)	賀茂社造営地口銭	免	N	○	東寺文書書13—15, 東百㊦43, 教王1424 教王1501, 大徳寺文書1540
♪ 3 (1451)	賀茂社造営地口銭	免			東寺執行日記享徳3, 4, 26条
享徳3 (1454)	実相寺修理地口銭	一納	○		東百㊦, ㊦1—16, ㊦17—29, ㊦20—31, ㊦26—46 =66—68, 教王1567, ㊦1—㊦方評定引付 [内裏段銭并国役引付 東百㊦, ㊦, ㊦1—16, ㊦17—29, ㊦66—90
康正2 (1456)	造内裏地口銭	納	○		大乗院寺社雜事記長祿2, 4, 19条
長祿2 (1458)	造内宮地口銭	納	○		蔭涼軒日録長祿2, 4, 28, 同5, 26条
♪ 4 (1460)	地口銭?	?			東百㊦
♪ 4 (1460)	從使公米料地口銭				八坂神社文書1341
寛正5 (1464)	伊勢造営地口銭	納㊦			東百㊦17, ㊦
♪ 6 (1465)	節季要押地口銭	納㊦			斎藤親基日記寛正6, 12, 7条
♪ 6 (1465)	大嘗会地口銭?				東百㊦
文正元(1466)	徳持院修理料地口銭(盤織)	納			齊藤親基日記文正元, 4, 22条
♪ 元(1466)	大嘗会地口銭	納			東百㊦76—97, ㊦1—㊦方評定引付
文明11(1479)	稲荷地口銭	免	○		東寺執行日記文明11, 5, 17条
♪ 17(1485)	稲荷地口銭	免	○		東百㊦, ㊦21—36, ㊦76—95
♪ 18(1486)	内裏修理料地口銭	免	R	○	蔭涼軒日録文明17, 4, 28条
天文21(1552)	稲荷祭地口銭	納			東寺文書書13—15, 梁1—8, 東百㊦1—15, ㊦
永祿6 (1563)	稲荷祭地口銭	納			蔭涼軒日録文明18, 11, 15条, 大通寺文書
♪ 7 (1564)	稲荷祭地口銭	納			長興齋翻記文明18, 7, 29条, 金蓮寺文書
♪ 8 (1565)	稲荷祭地口銭	納			阿刀文書, 東寺執行日記天文21, 4, 15条
♪ 9 (1666)	稲荷祭地口銭	納			東寺執行日記永祿6, 4, 7条
♪ 10(1567)	稲荷祭地口銭	納			東寺執行日記永祿7, 4, 7条
		納			東寺執行日記永祿8, 4, 13条
		納			東寺執行日記永祿9, 4, 6条
		納			東寺執行日記永祿10, 4, 6条

永禄11(1568)	稲荷祭地口銭	納	東寺執行日記永禄11. 4. 10条
ノ 12(1569)	稲荷祭地口銭	納	東寺執行日記永禄12. 4. 5条
ノ 13(1570)	稲荷祭地口銭	納	東寺執行日記永禄13. 4. 4条
元亀2(1571)	稲荷祭地口銭	納	東寺執行日記元亀2. 4. 10条
ノ 3(1572)	稲荷祭地口銭	納	東寺執行日記元亀3. 4. 9条

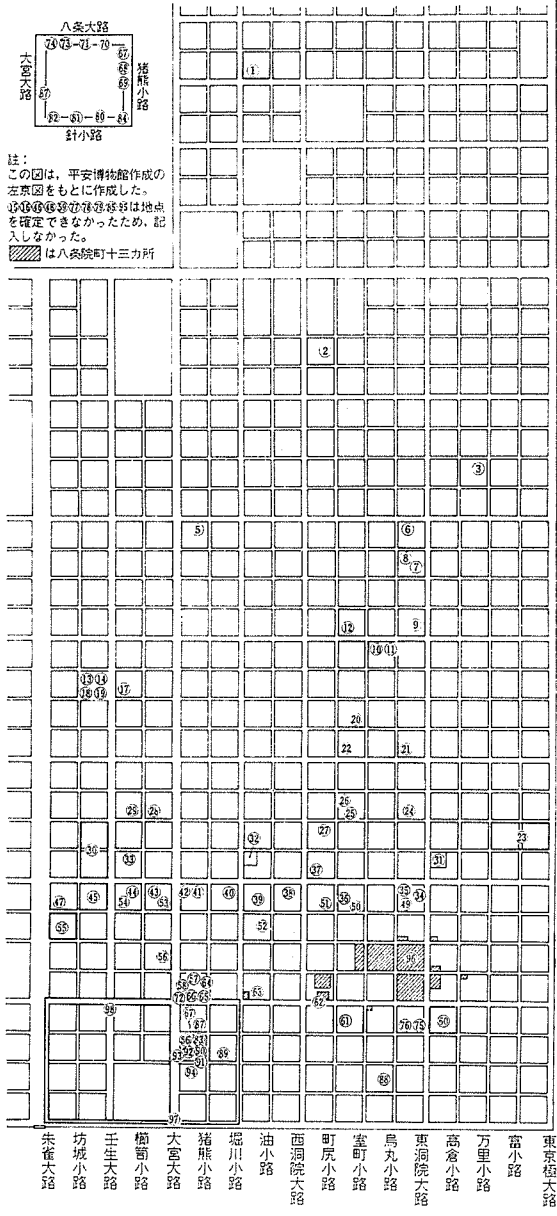
(註) 1. 内容欄に地口銭とのみ記したものは、賦課目的の未詳のものである。
 2. 東百は東寺百合文書、白河本は白河本東寺百合古文書、教王は教王護国寺文書の略称である。
 3. 東寺が幕府の許可を得て自領に課したものである。

表2

記号	年 月 日	文 書 名	免状(1)	出 典
A	永徳元(1381)12. —	東寺領洛中散在当知行敷地注文		東百つ46—57
B	ノ 2(1382) 4. —	東寺領洛中散在敷地注進状(2)	別	教王600
C	至徳4(1387) 4. 19	東寺領洛中散在敷地注文		東百つ46—57
D	嘉徳2(1388) 3. —	東寺領洛中散在当知行敷地注文		東百つ81—99
E	応永7(1400)12. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	東寺文書観智院12—24
F	ノ 19(1412)12. —	東寺領洛中散在敷地注文		東百つ46—57
G	ノ 21(1414) 9. —	東寺領洛中散在敷地注進状	○	教王1008
H	ノ 23(1416) 5. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	東百エ51—54
I	ノ 24(1417)11. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	東百つ46—57
J	ノ 25(1418) 4. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	東寺文書観智院12—24
K	永享7(1435)11. —	東寺領洛中散在敷地注進状	○	教王1178
L	嘉吉2(1442) 4. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	白河本3
M	文安2(1445)12. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	東百エ55—55
N	宝徳2(1450)12. —	東寺領洛中散在敷地注文	○	東寺文書書13—15
O	寛正3(1464) 9. —	東寺領洛中散在敷地注文(3)	○	東百エ55—65
P	文明10(1478) 6. —	東寺領洛中散在敷地注文	—	東寺文書書13—15
Q	ノ 17(1485) 4. —	五条以南東寺領洛中散在敷地注文	○	東百ト76—95
R	ノ 18(1486) 6. —	東寺領洛中散在敷地注進状	○	東寺文書書13—15

(註) 1. ○…注文の奥に免状の付されているもの
 2. この文書は、永徳2年4月日付のもの、永徳元年12月日付に訂正したものである。しかし、永徳2年4月7日に寄進された土地(51・52)が「後日新加山」という形で追記されていることから、全体としては、永徳2年4月段階の状況を表現しているものと判断した。
 3. 熊野那智山造當料棟別録免除のために行成されたものである。

場	所	開口(R) 奥行(R)	開口(R) 奥行(R)																		入手年月日	備考	
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R			
70	八条猪熊以西南類		11.																			元亨 2. 10. 15 寄進	弘撰院願
71	八条猪熊以西南類中程	40. 3																				元亨 2. 3. 14 寄進	1 反は本所名主一門知行、半は本所寺和院、正月22日公事料所
72	八条大宮以東北類角	1 反半																				元亨 2. 3. 14 寄進	
73	八条大宮与猪熊間南類	43. 203.																				元亨 2. 3. 14 寄進	
74	八条大宮与猪熊間中程南類	73.																				元亨 2. 3. 14 寄進	弘撰院願
75	針小路以北東洞院西類南端	330. 160.																				元亨 2. 10. 15 寄進	
76	針小路島丸以東北類角	70.																				元亨 2. 10. 15 寄進	
77	針小路東類	15.																				元亨 2. 10. 15 寄進	
78	針小路室町東類	38. 2 140.																				元亨 2. 10. 15 寄進	弘撰院願
79	針小路町南類	67.																				元亨 2. 10. 15 寄進	
80	針小路猪熊以西北類	1町																				元亨 2. 10. 15 寄進	
81	針小路猪熊以西針小路北類	45. 100.	○	○	○	○																元亨 2. 10. 15 寄進	
82	針小路猪熊与大宮間北類	52. 120.																				元亨 2. 10. 15 寄進	造營方、女御田政所屋敷 正月20日・4月6日公事料所
83	針小路猪熊西類北端	68.																				元亨 2. 10. 15 寄進	
84	針小路猪熊西類北角	71. 63. 200.																				元亨 2. 10. 15 寄進	
85	針小路針小路面																					元亨 2. 10. 15 寄進	造營方、女御田政所屋敷 正月20日・4月6日公事料所
86	針小路猪熊以西至大宮																					元亨 2. 10. 15 寄進	



注：
 この図は、平安博物館作成の
 左葉図をもとに作成した。
 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
 は八条院町十三カ所

The Hungarian Uprising and the Communist
Party of Great Britain

by

Jiro Tomioka

The Twentieth Congress of the Communist Party of Soviet Union and the Hungarian Uprising of 1956 were the most important events in the history of the international communist movement.

This article analyses the impact of these two events on the socialist and communist movement in Britain. On one hand the communist intellectuals suggested the fundamental criticism of the Soviet communism and supported Hungarian people's resistance against the invasion of the Soviet army. On the other the leadership of CPGB supported the Soviet intervention in Hungary and did not attempt to reform the institution and policy of CPGB. Most communist intellectuals and some leaders of trade unions in Britain left the party. The inflexibility of the leadership invited the greatest crisis of CPGB.

Ziguchisen 地口銭 and The Landowning in *Rakuchû* 洛中

by

Ayako Umata

In the documents since the Nanbokuchô age we occasionally find the accounts of 'Ziguchisen' which is a tax imposed in *Rakuchû*. Here we are through the inquiry into the process of its collection to clarify the following problems: how the Bakufu and the landowners managed their lands, and through this how they ruled the city inhabitants called *Hyakushô* 百姓.

Ziguchisen was collected from *Hyakushô* living in *Rakuchû*. For that reason there was to be the agreement of interests in its exemption between the landowners who accumulated the lands in *Rakuchû* and *Hyakushô* living there. The landowners, as a rule, should be privileged from *Ziguchisen* by putting the return of possession *Rakuchû-Sanzaishikichi-Chûmon* 洛中散在敷地注文 to the Bakufu. But in 1456 and 1458 at the Bakufu's rejection of this privilege they insisted on levying it for

themselves in order to shirk the direct collection by the Bakufu. The landowners intended thereafter, especially after the war of Onin-Buninei, more eagerly to put their Hyakushô under the stronger control from viewpoint of restoring the landowningsystem in Rakuchû.

The Punitive Expedition, 1916-1917: The Mexican Revolution and the United States

by

Yoshio Aoki

The Mexican-United States relations have played a determinant role, useful or detrimental, in the Mexican economic development ever since the late 19th century. In Mexico, where the modern capitalism developed rather dependently during the Porfirian era, the anti-American nationalism was exalted very high by the Revolution of 1910. This revolution is the first and real challenge of Latin America against the United States hegemony in the western hemisphere. Especially, the Carranza government, under the military intervention of the Punitive Expedition, tried to enforce a new foreign-capital policy toward the export industries and the banking system, and at the same time to strengthen the self-sufficiency in funds and munitions. On the other hand, the Wilson government did not want to change radically the inequality between the developed nations and the backwardness, though it intended to construct a world order of liberal capitalism by abolishing the traditional imperialism. It will be examined in this article how paradoxically the First World War influenced on the Mexican revolutionary nationalism and the Punitive Expedition.